

公立大学法人福島県立医科大学奨学寄附金取扱細則

(平成18年4月1日細則第9号)

一部改正 平成25年11月1日細則第25号

一部改正 平成29年3月10日細則第7号

一部改正 令和元年9月6日細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）における奨学寄附金の受入れ及び経理事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 奨学寄附金の取扱いについては、法人の会計規程その他に規定するもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

(定義)

第3条 この細則において奨学寄附金とは、法人における奨学を目的として受け入れる現金及び有価証券をいう。

(寄附金の受入れ)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金として受け入れることができる。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資
- (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究の奨励（管理運営等に関する経費を含む。）を目的とする経費

2 次に掲げる条件を付したものは、受け入れて支障ないものとする。

- (1) 貸与又は給与する学生の範囲を定めること
- (2) 学術研究を指定すること
- (3) 奨学寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究上又は法人の業務運営上支障がないと認められる条件

(受入れの制限)

第5条 次に掲げる条件が付されているものは、奨学寄附金として受け入れることができ

ない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
 - (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること
 - (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- 2 前項に掲げるもののほか、特に教育研究及び法人の業務運営に支障があると認めるときは、受け入れることができない。

(寄附の申込み・決定)

第6条 奨学寄附金を寄附しようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、奨学寄附金申込書（様式第1号）を提出するものとする。なお、複数の寄附目的がある場合には、寄附申込者は、その目的ごとに奨学寄附金申込書（様式第1号）により申し込むか、または、寄附金の合計金額を記載した奨学寄附金申込書（様式第1号）に奨学寄附金申込内訳書（様式第2号）を添付して一括で申し込むものとする。

- 2 経営・内部統制担当理事は、寄附の申込みがあった場合は、前2条に規定する条件に基づき審査し、受入れの可否は理事長が決定するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により、受入れを決定した場合は、直ちに関係所属の長（以下「所属長」という。）に対し、奨学寄附金受入れ決定の通知をするものとする。

(受入れの通知及び報告)

第7条 理事長は、前条第2項に規定する奨学寄附金の受入れを決定した場合は、遅滞なく経理責任者に通知するものとする。

- 2 理事長は、受入れを決定した場合は、経営審議会において報告するものとする。

(収受の手続)

第8条 理事長は、第6条第2項に規定する奨学寄附金の受入れの決定があった場合は、寄附申込者に納入の依頼（様式第3号）をするものとする。

(奨学寄附金の収納等)

第9条 理事長は、奨学寄附金の受領を確認したときは、遅滞なく受入れ所属長に受領した金額を通知するとともに、寄附者に対し礼状（様式第4号）に領収書（様式第5号）を添えて送付するものとする。

- 2 前項に基づき寄附金の受入れを所属長に通知するにあたっては、寄附の目的及びその他の条件に支障のない場合にあっては、法人の運営等に必要な経費（以下「間接経費」

という。)をあらかじめ控除するものとする。

3 前項に規定する間接経費の算出方法等については、役員会において決定するものとする。

(使途の特定)

第10条 当該奨学寄附金の使途が特定されていない場合には、役員会において決定する。

(奨学寄附金の使途の変更)

第11条 奨学寄附金は、原則として、受入れを承認した使途以外に使用してはならない。

2 所属長は、奨学寄附金の使途を変更する必要がある場合は、理事長に届け出るものとし、役員会において決定するものとする。ただし、寄附目的が達せられ、残額が少額の場合にあっては、所属長限りで使途を変更できるものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成29年3月10日から施行する。

2 この細則による改正前の細則の様式により平成29年6月30日までに提出された用紙は、この細則による改正後の規則の様式により提出された用紙とみなす。

附 則

この細則は、令和元年9月6日から施行し、改正後の第6条第2項は平成30年12月1日から適用する。